

第2回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名
令和4年度第2回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
令和4年10月24日（月） 午後2時～午後3時25分
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
山田委員（副会長）、齋藤委員、田中委員、谷川委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか5名
- 5 説明等のため出席した職員（説明順）
財政局契約部工事契約課長
佐伯区市民部区政調整課長
佐伯区農林建設部地域整備課下水道整備担当課長
下水道局施設部設備担当部長、（事）施設課長
環境局施設部埋立地整備管理課埋立地整備担当課長
安佐北区市民部区政調整課長
安佐北区農林建設部農林課長
- 6 議題（公開、非公開の別）及び審議の概要
 - (1) 令和4年度建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて（公開）
事務局から見直しの内容等について、説明等を行った。
説明に対して、委員から意見はなかった。
 - (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（令和4年4月～6月分）（公開）
 - ア 工事の発注状況について
 - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
 - ウ 指名停止措置等の運用状況について
 - エ 苦情処理の運用状況について
 - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(2)のアからオまでについて、取りまとめて報告等を行った。
報告に対して、委員から意見はなかった。
 - (3) 抽出事案の審議（公開）
 - ア 佐伯区内マンホール蓋補修工事（単価契約）（条件付き一般競争入札）
 - イ 千田水資源再生センター電気設備工事（その2）（条件付き一般競争入札）
 - ウ 玖谷埋立地施設災害復旧工事（4-1）（通常型指名競争入札）
 - エ 安佐町大下水路災害復旧工事（4-1）（随意契約）

(3)のアからエまでについて、各工事担当課長等から各々の発注した工事について説明及び質疑応答を行った。委員から意見はなく契約は適正であると判断された。

(4) 令和4年度第3回審議会で説明を受ける工事の抽出について
次回の審議会で審議する事案の抽出は、齋藤委員が担当することとなった。

(5) 次回の審議会開催日程について

事前の日程調整の結果、令和4年12月19日(月)午後2時(日本時間)から本庁舎14階第7会議室において開催することとなった。

7 傍聴人の人数

傍聴者 なし

8 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

抽出事案の審議

ア 佐伯区内マンホール蓋補修工事(単価契約)(条件付き一般競争入札)

Q1 入札の方式について教えてほしい。入札は実際の数量が分からない状況で行い、契約後に、補修の必要に応じて発注を行うのか。

A1 年間の数量で確定したものはないが、大体の予定(規模や施工場所等)の情報はあるので、それに合わせた形で予算要求をしており、予算の範囲内で予定数量を定めている。発注は補修の必要に応じて行き、現場ごとの作業内容に応じて指示書を切り、指定した数量で工事を施工していただく。工事完了後に検査を行い、月ごとに精算する形を取っている。各工事の単価はあらかじめ決定し、契約時に合意を得ている。

Q2 契約単価の決定方法はどうか。代表工種以外の工種は、個別に単価を決めているのか。

A2 102工種全てに対してではなく、代表工種について入札を行っている。その際、予定価格に対する入札者の価格との比率である落札率を出し、全ての工種の設計金額に落札率を乗じて各契約単価を決定している。こうした入札の前提条件や工種ごとの具体的な作業内容を示す設計書については、あらかじめ公表した上で入札を行っている。

Q3 数量や工事内容は、入札の前から相当な精度で予測ができるような情報が与えられた上で、一つの代表的な工種について入札を行い、それ以外の工種は割合で計算して適用していくという整理で間違いはないか。

A3 そうである。

Q4 応札者が1者だけだった理由は。

A4 応札可能業者は佐伯区内で30者おり、一定数確保している。しかし、下水道の補修工事は、住宅街において、急遽家の前を深く掘削する必要が生じるなど、安全管理の面でも非常に厳しい工事であり、会社として参入することが難しい現状があると聞いている。逆に、こうした工事に特化して社員確保や教育に取り組んでいる業者が応札していると考えられる。

Q5 落札率が99.9%と非常に高い理由は。

A5 代表工種が一般的なマンホールの鉄蓋の取替であり、設計内容が8区共通で過去からの入札実績の積上げもあるため、設計金額の想定が非常に容易である。偶発値の兼ね合いもあって、落札率が高くなったと考えられる。

イ 千田水資源再生センター電気設備工事（その２）（条件付き一般競争入札）

- Q 1 予定価格と調査基準価格は事後公表とのことだが、事後公表は一般的なのか。
- A 1 本市全体の入札の取扱いとして、現在は、予定価格と調査基準価格を事後公表としている。
- Q 2 工事名に（その２）と書いてあるが、（その１）が先行してあったのか。
- A 2 （その１）もあった。工事規模がある一定程度を超えると工期が長くなることと、予算の関係もあり、二つに分けて発注した。
- Q 3 工事の内容は、同一なのか。
- A 3 同じような電気設備工事である。（その１）は、砂ろ過という処理水を再利用するための設備等の改修工事で、（その２）は、先ほど説明した設備（水処理設備、消毒設備等）の改修工事である。
- Q 4 別業者が施工しても問題がないから、工事を分けて発注したのか。
- A 4 そうである。違う業者が落札しても問題なく施工できる。
- Q 5 （その１）と（その２）は、違う業者が落札したのか。
- A 5 同一の業者が落札した。
- Q 6 応札者が１者のみであった理由は。
- A 6 応札可能業者は１９者おり、一定数確保していた。日頃から施工業者にヒアリングをしている中で最近特によく聞くのが、技術者不足の問題である。処理場等の新築工事が減少している中、かつて建設がピークだった頃には多くいた技術者の高齢化が進み、後継者も不足しているため、意欲はあるが、応札を控える現状があると聞いている。
- Q 7 新築工事の時と同じ業者が施工したのか。
- A 7 違う業者である。

ウ 玖谷埋立地施設災害復旧工事（４－１）（通常型指名競争入札）

- Q 1 災害復旧工事は入札不調になることが多いという認識であるが、今回の工事は５者応札している。応札者数を確保できた理由は何と考えられるか。
- A 1 ３月に入札を行ったときは、年度末で技術者が確保できない等の理由から入札不調となった。年度始めに改めて入札を行ったことで、技術者が確保できたことから応札者数を確保できたものと考えられる。
- Q 2 時期的な問題なのか。工事内容が簡単であるとか、地域住民を考慮する必要がないなどの事情はなかったのか。
- A 2 ごみの埋立てを優先しながら工事を行うため、一般の工事と比べて制約がある。やはり、時期的な問題が大きいと思われる。
- Q 3 落札率が９４．２％と高めである理由は。
- A 3 予定価格超過で入札される業者もおり、最低制限価格ギリギリの価格で応札される業者は少ない。落札できなくてもやむを得ないという考えではないかと思われる。

エ 安佐町大下水路災害復旧工事（４－１）（随意契約）

- Q 1 １回目と２回目の見積金額の差が僅か２万円で、設計金額にかなり近似した金額で決定した理由は何か。
- A 1 一般的な工事なので、設計金額の積算が容易であったためと考えられる。
- Q 2 １回目で決まらなかったのは、業者が提示した金額が本市の設計金額を上回っていたということか。
- A 2 そうである。

Q 3 広島県の先行工事の施工業者に発注することで工事費用の削減が可能になるとのことだが、実際どの程度削減されたのか。

A 3 土工事の重複部分として、工事費用の50万円程度は削減できたと考えられる。